

# 労働者派遣イメージフロー

★参考例1  
マージン率などの情報について  
要領第4の4

派遣登録 派遣の仕事をしたい  
派遣元  
派遣依頼 労働者を派遣してほしい  
派遣先

派遣労働者の待遇の  
検討・決定 要領第6の4  
★参考例3-1、3-2、3-3  
比較対象労働者の待遇等に関  
する情報提供 要領第5の2(3)

登録者  
スキルアップ

★参考例4  
雇用しようとする際の待遇等の  
説明 要領第6の10(1)

派遣料金の交渉  
要領第5の2(4)

★参考例5  
派遣可能期間の制限に抵触  
する日の通知 要領第5の2(2)  
※無期雇用・60歳以上等  
期間制限の例外の場合は除く

★参考例6  
派遣契約の締結 要領第5

コーディネート

派遣労働者であることの明示(同意) 要領第6の11

★参考例7  
雇入れ時の待遇情報の明示・説明 要領第6の10(2)

雇用契約の締結(労働条件の明示)

★参考例8  
就業条件の明示 要領第6の13  
派遣料金の明示 要領第6の14  
★参考例9  
派遣時の待遇情報の明示・説明 要領第6の10(3)

★参考例10  
派遣先通知 要領第6の15

★参考例11  
離職後1年以内の旨の通知  
要領第7の10  
※該当者の場合のみ  
(60歳以上の定年退職者を除く)

## 派遣就業の開始

★参考例12  
派遣元管理台帳の作成  
要領第6の20

★参考例13  
派遣先管理台帳の作成  
要領第7の12

派遣労働者の求めに応じて  
比較対象労働者との待遇の相  
違等の説明 要領第6の10(4)

★参考例13別添  
派遣先管理台帳の一部(就業  
状況)の報告 要領第7の12(4)

雇用安定措置 要領第6の2  
キャリアアップ措置 要領第6の3

直接雇用の依頼  
(派遣労働者が希望する場合)

募集情報の提供 要領第7の8、9

## 抵触日

★参考例14~18  
事業所単位の期間制限の  
適切な運用 要領第7の5

※ 要領第●の●は、労働者派遣事業について厚生労働省が示している「労働者派遣事業関係業務取扱要領」の説明箇所です。なお、当該要領については、厚生労働省のホームページに掲載されていますのでご確認ください。